

# 第一百四十二回国会 議院 農林水産委員会議録 第三号

平成九年二月二十六日(水曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 松岡 利勝君 理事 松下 忠洋君

理事 山本 有二君 理事 北村 直人君

理事 久保 哲司君 理事 藤田 スミ君

植竹 鑑雄君 理事 金田 英行君

亀井 善之君 理事 川崎 二郎君

木部 佳昭君 理事 熊谷 実川

栗原 博久君 理事 村岡 幸夫君

御法川 英文君 理事 佐々木 洋平君

井上 喜一君 理事 岡島 正之君

菅原 喜重郎君 理事 一川 木幡 弘道君

矢上 雅義君 理事 城島 宮本 一二君

春名 真章君 理事 安住 前島 新井 秀行君

堀込 征雄君 理事 藤本 孝雄君

農林水産大臣 林野 府長官 高橋 黒木 敏郎君

農林水産大臣 林野 府次長 福島 啓史郎君

農林水産大臣 藤本 敏郎君

出席政府委員

農林水産委員会 調査室長 林野 府長官 高橋 黒木 敏郎君

農林水産委員会 林野 府次長 福島 啓史郎君

委員の異動

二月二十六日

辞任

仲村 正治君  
石破 茂君

新井 将敬君  
同日 辞任

補欠選任

〔本号末尾に掲載〕

○藤本国務大臣 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。順次趣旨の説明を聽取いたします。農林水産大臣藤本孝雄君。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案は、内閣提出、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案は、内閣提出、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。

本日の会議に付した案件  
森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四五号)  
森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案は、内閣提出、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。この内閣提出、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)です。森林病害虫等のうち、松くい虫につきましては、その異常な被害の終息を図るべく各般の防除対策を鋭意実施してきた結果、昭和五十四年度に二百四十三万立方メートルまで達した被害量は、平成七年には百一十万立方メートルに減少するとともに、保全すべき松林における激しい被害の抑制が進んでおりま

す。しかししながら、松くい虫の被害量は、なお高い水準で推移しているほか、一たん被害が軽微となつた地域でも、気象の影響等によって被害が再発化する危険性があります。

また、森林病害虫等の防除については、環境保護の低下が懸念される中で、その早期発見を図るために体制を強化することが必要となつております。

こののような状況を踏まえ、松くい虫被害対策特別措置法が本年三月三十一日に失効するに当たり、松くい虫に対する特別の防除措置を森林病害虫等防除法に取り込むこと等により、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、松くい虫に対する特別の防除措置として、農林水産大臣または都道府県知事が、保全すべき松林等を対象に、被害木の伐倒及び破碎、焼却等内容とする特別な駆除命令等を発動できることがあります。

第二に、森林病害虫等の薬剤による防除を環境の保全に配慮しつつ適正に実施するため、農林水産大臣及び都道府県知事が、航空機を利用した薬

剤による防除等の実施基準を策定することとしております。

第三に、森林病害虫等を早期に発見するため、都道府県知事の委託を受けた森林組合、森林組合連合会等が、必要に応じて森林への立入調査を実施できることとしております。

統しまして、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

森林所有者の協同組織である森林組合は、零細で小規模な我が国森林所有構造の中では、地域林業の中核的な担い手として、森林の整備、山村地域の活性化等に寄与してきたところであります。

一方、国産材価格の低迷、林業経営コストの増加、林業就業者の減少、高齢化等、林業をめぐる状況は大変厳しいものがあり、かかる難局を開拓していくためには、地域林業の中核的な担い手である森林組合が、その事業活動を通じて、森林の流域管理システムを有効に機能させていく必要があります。

しかししながら、森林組合の多くは規模が零細で、厳しい経営状況に直面しており、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図ることが森林組合の健全な発展を図るために急務となつております。

このような状況を踏まえ、森林組合の経営基盤の強化を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、組合の組合員に対するサービスをより充実するため、組合が行う加工販売事業及び共同利用施設事業の対象を森林・林業関係から組合員の事業、生活一般に拡大することとしておりま

第二に、組合の施設を有効に利用して森林整備を促進するため、行政庁の指定した組合について森林の整備に係る事業の員外利用割合を引き上げることとしております。

第三に、組合の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法定化するとともに、内部規制による的確な業務運営を確保するため、監事の監査機能の拡充等を行うこととしております。

第四に、組合の広域合併を促進するため、合併及び事業経営計画につき都道府県の認定を求めることができる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、計画内容の拡充等の措置を講ずることとしております。

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○石橋委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

午後第時三十七分散会

次回は、明二十七日木曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

-----

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案  
森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十

三号)の一部を次のように改止する。  
第一条第一項中「松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、バイラス及び獸類であつて政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫類」という。)を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」という。)

二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であつて、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定により特定樹木の特定樹種以外の樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのあるため、その駆除を

除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるもの(以下「特定せん孔虫」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の昆虫類、菌類、ウイルス及び獸類であつて政令で定めるもの

第二条に次の五項を加える。

3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種(松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類)とし、

孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類ごとに政令で定める樹種をいう。(以下同じ。)からなる森林をいう。

この法律において「高度公益機能森林」とは、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種をいう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫(以下「松くい虫等」という。)の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫(以下「特定原因病害虫」という。)により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林(高度公益機能森林を除く。)をいう。

6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破碎(省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う特定原因病害虫により被害が発生している特定森林の特定樹種以外の樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのあるため、その駆除を

第三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「左の各号

に」を「次に」に改め、同項第一号中「の附着している樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第二号中「附着」を「付着」に改め、同項第三号中「の附着している樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第五号及び第六号中「附着」を「付着」に改め、同項第九項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「左の」を「次の」に改め、同号イ中「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「掲げる命令」を「規定する命令」に、「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同條第六項中「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に、「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「同項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同條中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同條第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「前項」を「前三項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるほか、前項の規定によるほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令による防除に係るものに限る。又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又は

及び薬剤による防除に係るものに限る。又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達すことができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間を定めた後において、特定原因病害虫により当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、松くい虫等が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の伐倒及び薬剤による防除(以下「補完伐倒駆除」という。)を命ずることができる。

4 第三条第一項中「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なつても」を「行つても」に、「行なう」を「行う」に改める。第四条の二中「第三条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に改める。第五条第二項中「前項」を「前三項」に、「第三条第三項から第九項まで」を「第三条第五項から第十項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるとときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令による防除に係るものに限る。又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又は

そのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、補完伐倒駆除を命ずることができる。

第七条の次に次の十一条を加える。

(防除実施基準)

第七条の二 農林水産大臣は、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「防除実施基準」という。)を定めなければならない。

2 防除実施基準においては、特別防除(森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいふ。以下同じ。)を行うことのできる森林に関する基準、特別防除を行なう森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業・漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため必要な措置に関する事項その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する基準のまん延を防止するため必要な措置を定めるものとする。

3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいふ。)、天然記念物(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいふ。)等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行なうことが適当ないと認められるものが明確になるよう定めなければならない。

4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするとときは、関係行政機関

の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいふ。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保することを確保するため必要な措置を定める。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に従つて、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

3 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行なう森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除を行なう森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項その他の森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準

の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるよう努めるものとする。

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第三項及び第四項の規定を準用する。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるとときは、樹種転換促進指針を定めなければならない。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表する必要があると認めるとときは、樹種転換促進指針に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(地区防除指針)

第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を所有し、又は管理する者に対し、施業その他必要な事項に關し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるとときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他の樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の十 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるとときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に関する指針(以下「地区防除指針」という。)を定め

なければならぬ。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により

当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定める

こととされている事項を除く)を定めるものとする。

3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を適用する。(地区実施計画)

第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」といふ。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に関する事項を聽くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

第三条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病害虫等の防除の促進を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「森林組合等」という。)は、都道府県知事の委託を

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、逓滞なく、これを公表しなければならない。

(地区実施計画の遵守)

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。(国の機関及び関係地方公共団体の連携)

第七条の十二 国有林(森林法第二条第三項に規定する国有林をいう。)である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和と保ちつつ行われるよう努めなければならない。

第十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。  
第十四条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同号を

第二号中「検査」の下に「又は収去」を加え、同号を

同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条第二項若しくは第三項又は第五条第二項若しくは第三項を「第一号」の下に「第二項若しくは第三項」を改め、「前

二項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六号」の下に「第二項若しくは第三項」を加え、「前

二項」を「第七条第一項」に改め、「伐倒」の下

条第一項を「第七条第一項」及び「第五条第二項」の下に「から第三項まで」を加え、「前条第一

項」を「第七条第一項」に改め、「行なう」を「行

う」を加え、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第十一条中「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

(森林組合等による調査のための立入り)

第一項この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)  
(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経過措置)

最近における森林病害虫等の発生及びその防除の状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を選ぶ松くい虫その他の特定のせん孔虫の効果的な防除を図るために、被害木の破碎、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、薬剤による防除を環境の保護に適切な考慮を払いながら適正に実施するための基準を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理由

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案  
(森林組合法の一部改正)

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律  
(森林組合法の一部改正)

第一項 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六条第一号)の一部を次のように改正する。  
日次中「第八十二条」を「第八十二条の二」に改める。

第九条第二項第三号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物質」に、「含む」を「含み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第五号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に

能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなす。  
第三条 この法律の施行前に旧特別措置法第五条第一項の規定により都道府県知事が行つた特別防除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二第一項の場合においては、同項の調査に従事して立ち入らせることができる。  
前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第四条 前二条に規定するもののほか、旧特別措置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防除法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

受けた森林病害虫等の発生状況に関する調査を行つたため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができることである。

改め、「その他」の下に「組合員の行う事業又はその生活に必要な」を加え、同条第八項中「次項」を「第十項」に、「その組合員以外」を「その組合員(以下この条において「組合員等」という)」以外に、「組合員並びに他の組合及びその組合員が」を「組合員等が」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 第一項第二号及び第二項第六号に掲げる事業を行う組合であつて、当該組合における森林の施設に係る施設の利用の状況、当該組合の地区に係る流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における組合員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員等以外の者に当該事業を利用させることができるものとする。

第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあっては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第三十一条第三項中「第五十三条」を「第六十条の二第三項」に改める。

第四十六条第三項後段を削り、同条に次の二項を加え、同条を第四十七条とする。

4 理事が第五十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときは、前項と同様とする。

改め、「その他」の下に「組合員の行う事業又はその生活に必要な」を加え、同条第八項中「次項」を「第十項」に、「その組合員以外」を「その組合員(以下この条において「組合員等」という)」以外に、「組合員並びに他の組合及びその組合員が」を「組合員等が」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 第一項第二号及び第二項第六号に掲げる事業を行う組合であつて、当該組合における森林の施設に係る施設の利用の状況、当該組合の地区に係る流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における組合員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員等以外の者に当該事業を利用させることができるものとする。

5 商法第二百六十六条规定第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。

第四十五条の次に次の二項を加える。

(理事会の職務)

第四十六条 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第四十八条を次の二項に改める。

(理事と組合との契約)

第四十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、適用しない。

第四十九条から第五十四条までを削る。

第五十五条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第二項中「総会の下に」及び「理事会」を加え、同条第四項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に對し」を、「閲覧」の下に「又は譲写」を加え、同項にこの場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十五条を第四十九条とする。

第五十六条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「財産目録」を削り、同条第三項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に對し」を、「閲覧」の下に「又は譲写」を加え、同項に後段として次の二項を加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十六条を第五十九条とする。

様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことにについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第五十六条の二の規定は、第二項の理事の責任について准用する。

6 第六十条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二項を加える。

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第五十三条 従員の職務を行つた者が不在の場合は、行政庁は、仮理事を選任し、又は従員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して従員を選挙し、若しくは選任させることができる。

第六十条の二の規定は、前項の総会の招集について準用する。

(役員等についての商法等の準用)

第五十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条规定第三項、第二百五十八条规定第一項及び第二百六十七条から二百六十八条规定第三項までの規定は理事及び監事について、民法第五十五条及び商法第二百六十一條、第二百六十二条、第二百六十九条规定第二百七十四条、第二百七十四条ノ二、第二百七十五条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について、それぞれ準用する。この場合においては、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十二条の前の中の「二百五十八条」とあるのは「二百五十八条第一項並ニ森林組合法第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二項を加える。

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第六十条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の二項を加える。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)

第五十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業(その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつている森林組合連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任になること)ができない。

(総会の招集)

第五十八条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十九条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第六十条 理事の職務を行つた者が不在の場合は、前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、理事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知)

第六十条の二 組合の組合員に対してもする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第六十四条中並びに商法の下に「第二百三十九条・第二百三十七条ノ三」を加え、「(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)」を削り、「あるのは「森林組合法第五十三条」と、「(あれ)」及び「森林組合法第五十三条」と読み替えるを、「森林組合法第六十条の二第三項」と読み替えるに改める。

第六十六条第一項中「作成しなければならない」を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬに改める。

第六十七条第三項中「(監査役に関する部分を除く。)」を削る。

第七十七条第八項中「並びに商法の下に「第二百三十七条ノ三」を加え、「(あれ)」の規定中監査役に関する部分を除く。」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第七十七条第七項」と、同法第二百三十七条ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「森林組合法第七十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第二章第四節中第八十二条の次に次の二条を加える。  
 (設立についての商法の準用)  
 第八十二条の一 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。  
 第九十条を削る。

第八十九条の前の見出しを削り、同条に次の二条を加える。  
 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、

非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。  
 第八十九条を第九十条とし、同条に見出しとして「(清算事務)」を付する。

第八十八条第二項中「第八十三条第六項」を「第八十三条第七項」に、「民法第七十五条」を「商法第四百一十七条第一項」に改め、同条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の二条を加える。

(合併についての商法及び非訟事件手続法の準用)  
 第八十八条 商法第一百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第二百十一條まで並びに第四百十五条及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百三十五条ノ八の規定は、組合の合併について準用する。

第九十条を削除

(解散及び清算についての商法等の準用)

第九十二条 商法第一百六条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条第二項及び第三項、第一百三十二条、第四百一十七条第二項、第一百三十三条、第一百三十四条、第四百一十七条第二項、第一百三十五条、第四百二十二条から第四百二十二条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条、第一百三十八条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第一百三十六条、第一百三十七条から第二百三十八条まで並びに第二百三十九条の規定は組合の解散及び清算について、第四十一条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九条から第五十二条まで、第四五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十五条から第二百五十九条まで、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十五条から第五十二条まで、第二百五十八条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条、第二百六十四条第一項及び第二項、第二百六十五条から第二百五十九条まで、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第三項まで、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条並びに第二百七十三条から第二百五十九条まで、第二百五十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む)中「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九条から第五十二条まで、第四五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十五条から第二百五十九条まで、第二百五十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む)中「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

並びに第二百七十二条の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第五十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と「事業報告書及び貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第四百一十七条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

第九十八条の次に次の二条を加える。(理事と組合との契約等)  
 第九十九条の二、組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

第九十条第二項及び第三項を次のように改める。  
 第百条第二項及び第三項を次のように改める。  
 第九十二条の二、組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九条から第五十二条まで、第四五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条並びに第七十三条、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは「行政庁ハ利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第一百二項ニ於テ準用スル同法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十七条第一項中「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第四十七条第四項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「理事会」と、第五十五条第三項中「理事会の議決に会」と、第五十五条第三項中「理事会の過半数で」と、第五百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第二項中「総会」とあるのは「理事会」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」とあるのは「理事会第三百八十二条中「総会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十七条第三項中「商法第三百八十条」とあるのは「商法第三百八十二条監査役に関する部分を除く。」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第一百条第二項において準用する第六十八条第二項から第三項まで及び第七十七条」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは「行政庁ハ利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第一百二項ニ於テ準用スル同法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十七条第一項中「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第三十二条第一項本文及び第四項から第六三条から第二百四十九条まで、第二百五十二条第一項及び第六十二条第二項及び第三項、第七十七条から第七十六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八

十二条まで並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百四十九条まで、第二百五十五条並びに第二百五十二条の規定(これらは規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第一百零三条において準用する第七十七条第七項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第二百四十三条中「二百三十二条规定ヲ適用セズ」とあるのは「森林組合法第八十条第三項ニ於テ準用スル同法第七十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第一百条第四項中「第八十八条第一項及び第八十九条から第九十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条から第九十条第一項、民法第七十三条、第七十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条、第七十七条第二項及び第三項、第一百三十六条规定を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、同項第七十五条中「前項」とあるのは「森林組合法第二百三十七条並びに第二百三十八条」に、「十人未満」を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、「議決しなければならない」との下に、「民法第三百八条中「前項」とあるのは「森林組合法第二百三十九条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条、第七十六条、第一百三十八条规定を「十人」に改め、同項第七十五条、第七十七条第二項及び第三項、第一百三十六条规定を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、同項第七十五条、第七十六条、第一百三十七条並びに第二百三十九条第一項、民法第七十三条、第七十五条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十七条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条、第七十七条第二項及び第三項、第一百三六十条规定を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、同項第七十五条、第七十六条、第一百三十七条並びに第二百三十九条第一項、民法第七十三条、第七十五条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条、第七十七条第二項及び第三項、第一百三六十条规定を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、「議決しなければならない」との下に、「民法第三百八条中「前項」とあるのは「森林組合法第二百三十九条第一項並びにテ準用スル同法第八十九条第一項」とを加える。

第一百条第一項第五号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物質」に、「含む」を「含み、次号に掲げるものを除く」と改め、同項第七号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他」の下に「所屬員の行う事業に必要な」を加え、同項第七項中「次項」を「第九項」に、「その所属員以外」を「その所属員(以下この条において「所屬員等」という)以外に、「所屬員並びに他の連合会及びその所属員が」を「所属員

等が」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次の次の一項を加える。

第一項第一号の二及び第八号に掲げる事業を行う連合会であつて、当該連合会における

七 会員が一人になつたこと(当該会員が生産森林組合である場合に限る)。

二 解散の決議は、行政府の認可を受けなければ、その効力を生じない。

三 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会(次項第一項において「森林組合等」という)であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 次条第一項において準用する第八十四条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 次条第三項の期間内に同条第二項において準用する第八十四条第二項の認可の申請がなかつたこと。

4 連合会は、第一項第六号若しくは第七号又是前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、退滞なく、その旨を行政府に届け出なければならない。

5 連合会は、第一項第六号若しくは第七号又是前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、退滞なく、その旨を行政府に届け出なければならない。

6 第百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業のみを行ふ森林組合連合会にあつては、第一項及び第四項に掲げる事由によるほか、第二百九条第一項において準用する第十九条第一項の承認の取消しによつて解散する。

(解散事由)

第一百八条の二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

#### 一 総会の決議

#### 二 連合会の合併

#### 三 連合会の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第百四十四条の規定による解散の命令

六 会員(准会員を除く)以下この条及び次条(第一項第一号を除く)において同じ)がいなくなつたこと。

一 いて、その会員に准会員があるとき。

二 当該森林組合等の当該連合会に對して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。

三 前項の規定による権利義務の承継は、第六十三条、第八十四条及び第八十六条の規定を準用する。

4 前項において準用する第八十四条第二項の認可の申請は、当該連合会の会員が一人になつた日から六月以内にしなければならない。

5 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる連合会は、その時に消滅する。

6 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条まで」に改め、同条第四項中「第八十二条まで」を「第八十二条の二まで」に、「十人以上」を「十人」に、「二人以上」を「二人」に改め、同条第五項中「第八十三条(第四項を除く)及び第八十四条(第二項を除く)」を「第九十条まで及び第九十二条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文」とあるのは「第一百五十二条本文」と、第八十九条第一項中「及び破産」とあるのは「破産及び第一百八十八条第一項中「第二項を除く」と「第九十二条」を削り、「第九十二条まで」を「第九十条まで及び第九十二条」に改め、同項

7 第百四十四条の次に次の一条を加える。

(解散命令の通知の特例)

第一百四十四条の二 行政府は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

8 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

9 第百十九条第一項中「含む」の下に「又は第



準用する場合を含む。以下同じ。)及び第九十二条(新森林組合法第二百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、この法律の施行後に新森林組合法第五十四条又は第九十二条において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、これらの規定を適用する。

4 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格

に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5 新森林組合法第六十六条第一項(新森林組合法第八十四条第四項、第一百条第二項及び第二百九条第二項において適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に議決される出資一口の金額の減少又は合併について適用し、この法律の施行前に議決された出資一口の金額の減少又は合併については、なお従前の例による。

6 新森林組合法第六十六条第一項(新森林組合法第八十四条第四項、第一百条第二項及び第二百九条第二項において適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に議決される出資一口の金額の減少又は合併について適用し、この法律の施行前に議決された出資一口の金額の減少又は合併については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に組合の設立があった場合においては、その設立の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。

8 この法律の施行の際現に存する組合の清算人についての新森林組合法第九十条第二項(新森林組合法第二百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新森林組合法第九十条第二項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律(平成九年法律第一号)」の施行後最初に招集される通常総

9 会の終了後とする。

この法律の施行の際現に存する組合の清算人の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律(平成九年法律第一号)」の施行後最初に招集セラルル(森林組合合併助成法の一部改正に伴う経過措置)。

第三条 第二条の規定による改正後の森林組合合併助成法(以下「新合併助成法」という。)第三条第一項及び第四条第二項の規定は、この法律の施行後に新合併助成法第二条の規定により提出される合併及び事業經營計画について適用し、この法律の施行前に第二条の規定による改正前の森林組合合併助成法第二条の規定により提出された合併及び事業經營計画については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第二項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正す

第六条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条 削除

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づいて森林組合が行っている同条第一項に規定する事業は、新森林組合法第九条第二項第五号に掲げる事業に該当するものとみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとみなす。

理由

最近における森林及び林業をめぐる情勢の変化に対応して、森林組合等の健全な発展を図るために、事業範囲の拡大、森林整備を促進するための特定の森林組合等に係る員外利用割合の引上げ、事業經營計画その他の執行体制の強化、合併及び理事会の設置その他の執行体制の強化、合併及び事業經營計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年三月七日印刷

平成九年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C